

議案第 57 号

川崎市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成 25 年 3 月 18 日提出

川崎市長 阿 部 孝 夫

川崎市国民健康保険条例の一部を改正する条例

川崎市国民健康保険条例（昭和 33 年川崎市条例第 15 号）の一部を次のように改正する。

第 18 条第 1 項第 3 号中「又はイ」を「からウまで」に改め、同号ア中「イ」の次に「及びウ」を加え、「の属する月以後 5 年を経過する月までの間に限り、同日」を削り、「属する一般被保険者が属する世帯」の次に「であって同日の属する月（以下このアにおいて「特定月」という。）以後 5 年を経過する月までの間にあるもの」を、「得た数」の次に「と特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する一般被保険者が属する世帯であって特定月以後 5 年を経過する月の翌月から特定月以後 8 年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。ウ及び第 24 条第 1 項第 3 号において「特定継続世帯」という。）の見込数に 4 分の 1 を乗じて得た数の合計数」を加え、同号に次のように加える。

ウ 特定継続世帯 アに定めるところにより算定した額に 4 分の 3 を乗じて得た額

第 24 条第 1 項第 3 号中「又はイ」を「からウまで」に改め、同号ア中「イ」

の次に「及びウ」を、「得た数」の次に「と特定継続世帯の見込数に4分の1を乗じて得た数の合計数」を加え、同号に次のように加える。

ウ 特定継続世帯 アに定めるところにより算定した額に4分の3を乗じて得た額

附則第2項（見出しを含む。）中「及び平成25年度」を「から平成26年度までの各年度」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。ただし、附則第2項の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の条例第18条第1項第3号及び第24条第1項第3号の規定は、平成25年度分の保険料から適用し、平成24年度分までの保険料については、なお従前の例による。

参考資料

制 定 要 旨

国民健康保険法施行令の一部改正に伴い、保険料の減額賦課における基準額等の算定に同一の世帯に属する国民健康保険から後期高齢者医療に移行した者を含める措置を恒久化すること等のため、この条例を制定するものである。